

法務省の人権擁護機関における主な人権相談体制

※人権擁護委員と法務局職員が対応

1. 常設・特設相談所(電話又は面談による相談)

- ◆常設人権相談所・・・法務局・地方法務局及びその支局で常時開設
(令和3年における相談件数・・・約15万6,000件)
- ◆特設人権相談所・・・市町村役場、公民館、デパート等で随時開設
(令和3年における相談件数・・・約9,500件)

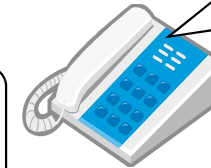


みんなの人権110番
0570-003-110(ナビダイヤル)
ゼロゼロみんなのひやくとおぼん

日常生活における人権問題について、
人権擁護委員及び法務局職員が相談
に応じて解決に導く

2. 子どもの人権110番

- ◆法務局・地方法務局にフリーダイヤル・全国共通の専用相談電話を設置
(令和3年における相談件数・・・約1万5,400件)



子どもの人権110番【通話料無料】
0120-007-110(フリーダイヤル)
ゼロゼロなのひやくとおぼん

3. 子どもの人権SOSミニレター

- ◆全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布
(令和3年度における受領通数・・・約1万100通)



いじめ等、先生や保護者にも話せない悩みごとの相談に応じ、解決に導く

4. インターネット人権相談(SOS-eメール)

- ◆パソコン、携帯電話からインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日に最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答
(令和3年における相談件数・・・約1万4,700件)



【PC、スマートフォン、
携帯電話】
<https://www.jinken.go.jp/>



5. 女性の人権ホットライン

- ◆法務局・地方法務局に女性の人権問題を専門に扱う専用相談電話を設置
(令和3年における相談件数・・・約1万3,800件)



女性の人権ホットライン
0570-070-810(ナビダイヤル)
ゼロななゼロのはーとらいん

6. 外国語による人権相談

- ◆法務局・地方法務局に民間の多言語電話通訳等サービスを利用した体制整備
英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語



外国語人権相談ダイヤル
0570-090911(ナビダイヤル)

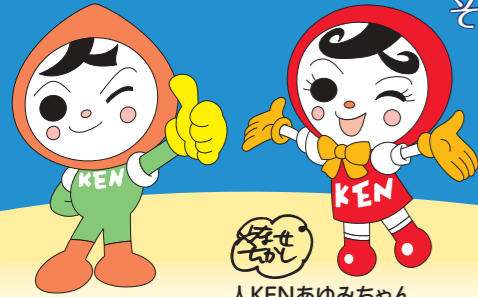
外国人のための人権相談所

外国語インターネット人権相談受付
窓口

“人権”って？

- 誰もが生まれながらに持つ権利
 - 人が人らしく生きる権利
 - 全ての人が幸せになれる権利
- それが人権です。

人権は誰にとっても身近で大切なものであり、互いにそれぞれの人権を尊重し、幸せを思いやることによって日々守られていくべきものだと私たちは考えています。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君
人KENあゆみちゃん

●人権相談はこちらへ●

人権についての相談はなんでも

みんなの
人権110番 **0570-003-110**

この電話はおかけになった場所の最寄りの法務局・地方司法局につながります。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

学校でのいじめ、虐待など子どもに関する相談はこちら

子どもの
人権110番 **0120-007-110**

子どもの人権についての専用相談電話です。

いじめや虐待などの子どもの人権についての相談はこちらへどうぞ。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通・通話料無料)

秘密は守ります。
相談は無料です。
気軽にご相談ください。

職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談はこちら

女性の人権
ホットライン **0570-070-810**

女性の人権についての専用相談電話です。

セクハラやDVなどの女性の人権についての相談はこちらへどうぞ。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

インターネットでも相談を受け付けています



SOS-eメール

インターネット人権相談

検索Q

<https://www.jinken.go.jp/>

*端末の環境により、御利用できない場合があります。



私たちに話してみませんか

“人権擁護委員”は、あなたの街の相談パートナー

人権擁護委員は法務大臣から委嘱され、活動する民間の方々です。

1 どんな人？

人権擁護委員は、全国すべての市町村にいます。

人権擁護委員は、日常生活に埋もれている人権問題をすくい上げるために、市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱されます。

人権問題の解決にはきめ細かな支援が大切ですので、人権擁護委員には、色々な経歴を持った人が就任しています。

2 どんな制度？

人権擁護委員の制度は、昭和23年にスタートした、歴史ある制度です。

人権擁護委員は、人権尊重の理念を国民に広めるため、法務局職員と共に人権相談や救済のための活動(このリーフレットの説明参照)をするほか、人権教室や講演会など地域に密着した人権啓発活動をしています。

人権擁護委員の制度は、民間の人が国と一体となって、人権を守る制度なのです。

3 委員の願い

人権擁護委員は、その職務を行う時、必ずき章(バッジ)を着けています。

き章(バッジ)のデザインは、外枠が「かたばみ」の葉で、中が菊型の「人」の字です。このデザインには、地を這って広がる「かたばみ」のように、人権尊重思想が広がるようにとの願いが込められています。



かたばみ



き章

法務局による 相談・救済制度のご案内



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

虐待

インターネット
による
誹謗中傷

プライバシー
侵害

いじめ

DV

セクハラ
パワハラ

差別

体罰

人KENあゆみちゃん

ひとりで悩まずご相談ください

法務省人権擁護局
全国人権擁護委員連合会



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙を
リサイクルできます。

あなたのその悩み 人権侵害かも…

全国各地の法務局・地方法務局・支局では、
身近に起こる人権に関する問題を解決に導く取組を行っています。
困ったことがあれば、どなたでもお気軽にご相談ください。

人権相談から問題解決までの流れ

1 相談・被害の申告

事案の内容や具体的な被害について職員又は人権擁護委員がお聞きします。

- 窓口、電話、インターネットいずれからでもご相談いただけます。

●人権擁護委員／法務大臣から委嘱された民間の方々です。現在、約14,000人の委員が全国の全ての市町村(区)に配置されています。
人権擁護委員についての詳細は、裏面をご覧ください。



2 調査

職員又は人権擁護委員が必要に応じて中立公正な立場で調査を行います。

- 調査は関係者の任意の協力を得て行います。



4 処理結果通知・アフターケア

相談者に対し、事案の調査や処理の結果をお伝えします。
その他、手続終了後も、必要に応じて適切な対応を行います。

3 救済措置

調査結果に基づき人権侵害が認められるかどうかを判断し、必要に応じて適切な措置をとります。

- 救済措置は、関係者の理解を得て、自主的な改善を促すことを主な目的とするもので、強制力はありません。
- 人権侵害の事実を認めることができない場合もあります。

▼措置一覧

援助	関係機関への紹介、法律上の助言等を行います。
調整	当事者間の関係調整を行います。
説示・勧告	人権侵害を行った者に対して改善を求めます。
要請	実効的対応ができる者に対し、必要な措置をとるよう求めます。
通告	関係行政機関に情報提供し、措置の発動を求めます。
告発	刑事訴訟法の規定により、告発を行います。
啓発	事件の関係者や地域に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行います。

“調査救済制度”のメリット

- 国の機関として、中立公正な立場で関わります。
- 秘密は必ず守ります。
- 経験豊富な職員や様々な経歴を持つ人権擁護委員がご相談に応じます。

簡易

- 手続に費用はかかりません。
- 弁護士等の代理人は必要ありません。
- 書面の作成など複雑な手続はありません。

迅速

- 速やかに救済手続を開始します。*
- 短期間で解決を目指します。

柔軟

- 事情をよくお聴きし、適切な助言を行います。
- 事案に応じて必要な調査を行い、最善の解決を目指します。
(当事者間の関係調整や相手方に対する説示等)
- 手続終了後も必要に応じてアフターケアを行います。

* 事案によっては手続を開始しない場合があります。

実際の事例

A さんの場合

夫から暴力を受け、子どもとともに着の身着のまま家を出たという相談があったものです。直ちに救急病院での受診や警察への通報、当日の宿泊場所の確保等について助言・紹介を行いました。また、相談者の生活保護や市営住宅入居申請に人権擁護委員が付き添い、生活基盤の構築を図りました。



B さんの場合

通学する小学校でいじめを受けている女子児童から相談があったものです。法務局は学校側に対して、いじめ防止に向けた具体的対策を講じるよう働きかけるとともに、女子児童の両親と学校の信頼回復のため、協議の場を設けました。また、同学校に人権擁護委員が出向き、児童に対し、人を思いやる心の大切さを理解してもらう人権教室を行いました。



C さんの場合

勤めていた会社の上司から業務上必要かつ相当な範囲を超えて厳しく叱責されるなどのパワーハラスメントを受けたという相談があったものです。調査の結果、パワーハラスメントに該当する行為が認められたことから、上司に対し、今後、同様の行為をしないよう説示するとともに、当該会社の代表者に対し、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請しました。



インターネット上での人権侵害について



- インターネット掲示板等での誹謗中傷やプライバシー侵害情報等について、被害者に対する削除方法等の説明やサイト運営者等に対する削除要請を行っています。
- 削除要請は、表現の自由を不当に制限しないように慎重に行う必要があるため、調査した結果、法務局からの削除要請を行わない場合があります。